

横須賀市放射能対策本部設置要綱

(設置)

第1条 米国原子力艦船の入港に伴う放射能等により発生する不測の事態から市民の安全を守るため、横須賀市放射能対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 米国原子力艦船の寄港時における横須賀港周辺の放射線の測定に関すること。
- (2) 外務省、原子力規制委員会その他関係行政機関及び在日米海軍との連絡調整に関すること。
- (3) 米国原子力艦船の非寄港時に国が実施する横須賀港周辺の放射能調査の情報の収集及び広報に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる職員を本部員として組織する。

(本部長等)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。
- 5 副市長に事故がある場合又は副市長が欠けた場合においては、第2項中「副市長」とあるのは「市民部長」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民部危機管理課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 横須賀市放射能対策本部設置要綱(昭和49年1月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

市長 副市長 市長室長 市民部長 市長室広報課長 同基地対策課長 市民部危機管理課長
